



赤い羽根「災害ボランティア・NPO活動サポート募金2」助成事業 平成30年度「被災地住民支え合い活動助成」 応募要項

岩手県共同募金会では、東日本大震災被災地の復興に向けて、被災地住民の孤立を防ぐとともに、日常生活を支える活動やコミュニティ再生を目的とした活動を支援するため、平成27年4月より本助成事業を実施してきました。平成28年度には、地域で活動する団体が連携して復興を推進していくために、従来の住民同士の支え合い活動に加え、被災住民を支援する側への支援にも対象を拡大し募集しています。

この助成は、「被災された人たちを応援したい」と全国から中央共同募金会に寄せられた募金により実施する事業です。応募に際しては、その想いを十分ご理解のうえ活動をお願いします。

1 助成対象

(1) 対象団体

岩手県内の仮設住宅または復興公営住宅等の被災住民を対象に、支援する側として、また住民同士の支え合いとして、次の活動を行うボランティア団体（自治会・町内会を含む）、NPO法人、社会福祉協議会等を対象とします。

- ① 孤立を防ぐ活動 ② 日常生活を支える活動 ③ コミュニティ再生のための活動

※ 県内に拠点を置く団体で、岩手県民5名以上で構成されている非営利団体を対象とします。

※ 前年度に被災地住民支え合い活動助成を受けた団体は、その精算報告終了後、応募することができます。

※ 団体の目的や活動が、政治・宗教に関わりがないこと、また市民社会の秩序または安全に脅威を与える反社会的勢力との関わりがないことが条件です。

(2) 助成対象活動

① 活動期間

平成30年4月～平成31年3月までに行われる活動

※ 第1回及び第2回受付期間の応募は、助成決定前（応募書提出の翌日以降）の活動を対象とすることができます。

※ 第3回受付期間以降の応募については、助成決定後に開始する活動を対象とします。

② 活動内容

岩手県内の仮設住宅・復興公営住宅等の住民を対象にした孤立を防ぐ活動、日常生活を支える活動、コミュニティ再生を目的とした支援活動で、中期的に（概ね3か月間以上）行われる活動。

なお、中期的ではない活動（1日限り・1回限り等の限定的な活動を含む）であっても、団体自らの復興支援活動につながるものや、仮設住宅等から新たなコミュニティに移転した被災者の孤立・孤独防止を目的として行う活動は対象とします。

【対象となる活動内容】

区分	活動事例
生活支援活動	見守り・訪問活動、移送支援・外出支援、引っ越し・片づけ作業、配食サービス、家事援助、相談事業、地域情報誌作成・配布事業、防災マップ・防災マニュアル作成事業、除排雪支援、子どもの学習支援、活動スタッフ資質向上の研修、活動に必要な備品整備
コミュニティ活動	住民が参加する地域活動、住民座談会、高齢者と子どものお便り交流、文化講演会・研修会の開催、各種復興イベント開催、慰問活動、季節の行事開催
サロン活動	健康運動の活動支援、健康相談事業、介護予防支援、趣味・生きがいづくり支援

【対象外となる主な活動例】

- ① 震災に関わらず行われる地域の公民館事業や、法人等が行うべき本来の事業
- ② 行政や社会福祉協議会の補助事業、委託事業、民間資金財源による現行事業、従来から取り組まれている事業への繰り替え
- ③ サークル活動、スポーツ少年団や学童クラブ及びその活動に準じる活動
- ④ 同一メンバーによる団体名義を変更しただけの活動
- ⑤ 家族や親類のみで行う活動、友人・親類同士のための旅行
- ⑥ 慰安目的の日帰り旅行、被災地での視察・買物のみを目的とした事業
- ⑦ 営利または産業振興等を目的とした活動
- ⑧ 事務所や活動場所の備品整備のみを主目的とした活動
- ⑨ 神社仏閣での祭礼等に基づいた活動、それに準じる活動
- ⑩ 宿泊を伴う事業

(3) 助成対象費用

事業活動に直接要する次の経費を助成対象とします。

【助成対象となる経費】

活動資機材・消耗品購入費、会議費、研修費、外部講師謝金、通信費、水道光熱費、印刷費、サロン等の飲食費、交通費、ガソリン代、ボランティア保険料等

【対象費用例・上限額】

項目	例示	上限額
消耗品・備品費	消耗品・文房具代、テキスト・書籍代、作業用具代、材料代、ポット・食器等活動に使用する備品代	助成額の 60%
弁当・茶菓代等	食材費、食事・弁当代、茶菓代	食材費と食事・弁当代をあわせた金額：1人当たり 800 円（1日）、茶菓代：1人当たり 300 円（1日）
印刷費	チラシ等印刷代、コピー使用料	あわせて 30,000 円
通信費	切手代、送料	電話代、FAX 送信料等は除く
水道光熱費	電気代、水道代、ガス代、灯油代	1日当たり 1,000 円
運搬費	車両レンタル代・バス借上料及びそれら車両の燃料代、高速料	1日当たり 50,000 円：バス等の借上に係る運転業務代（外部委託）も費用に含む
交通費	バス代、鉄道運賃、ガソリン代	スタッフ・ボランティア：1日当たりあわせて 10,000 円、講師旅費：1回当たり 10,000 円
研修会・会議費	会場借上料、外部講師謝金 ※ イベント出演者への謝金は対象外	会場借上料：1日当たり 10,000 円 講師謝金：1人につき 1回当たり 10,000 円
保険料 (指定の保険)	ボランティア活動保険・行事用保険	ボランティア活動保険(天災 A プラン)：1人 500 円、 ボランティア行事用保険(A プラン)：1人 28 円

※ 各項目の上限額を超える費用は助成できません。

※ ボランティア保険の加入については、最寄りの市町村社会福祉協議会にご照会ください。

【助成対象とならない経費】

- ① 団体のスタッフ・ボランティアの総会、会議、打合せ、反省会等の際の飲食代
- ② 酒類購入代
- ③ 個人から借用した車両や機器に対する謝金（ガソリン代は除く）
- ④ 当該活動と関係が明確でないガソリン等の経費

- ⑤ 名刺作成費、活動拠点事務所経費など通常の団体運営経費
- ⑥ 個人所有に属することになる配布を目的とした物品の購入費、見舞金等現金支給、金券購入費、お土産代等
- ⑦ 領収書の発行元が応募団体のものの経費、個人名義領収書の経費
- ⑧ 団体の都合による変更や中止に伴うキャンセル料（自然災害等予期せぬ場合を除く）
- ⑨ チャリティイベントの開催経費

2 助成金額

(1) 中期的な活動の場合（概ね3か月間以上の活動）

1 団体につき、総事業費の90%以内で30万円を上限とします。

(2) 1日限り・1回限り等の限定的な活動の場合

1 団体につき、総事業費の90%以内で10万円を上限とします。

- ※ 中期的な活動とは、年間を通して行われるサロンや被災者を支援する団体の活動を言います。
- ※ 総事業費は、助成対象とならない経費を除いた事業費の総額です。

3 応募

(1) 応募書（様式第1号）の記入について

- ① 所定の応募書、事業実施予算書に楷書で活動内容や必要性がわかるように記入してください。
応募内容により、追加書類の提出を求めることがあります。
- ② 振込口座は応募団体名義の口座を記入してください。個人名義口座への振込み及び現金での助成は行いません。

(2) 応募方法

最寄りの市町村共同募金委員会に応募書を持参し、団体概要、活動内容を説明の上、書類をご提出ください。

4 受付期間と決定時期（助成予定総額に達した時点で応募の受付を終了します）

時期	受付開始日	応募締切日	助成決定時期
第1回	平成30年4月2日（月）	平成30年4月27日（金）	平成30年5月末
第2回	平成30年5月1日（火）	平成30年5月31日（木）	平成30年6月末
第3回	平成30年6月1日（金）	平成30年7月31日（火）	平成30年8月末
第4回	平成30年8月1日（水）	平成30年9月28日（金）	平成30年10月末
第5回	平成30年10月1日（月）	平成30年11月30日（金）	平成30年12月末
第6回	平成30年12月3日（月）	平成31年1月31日（木）	平成31年2月末

- ※ 第1回及び第2回受付期間の応募は、助成決定前（応募書提出の翌日以降）の活動を対象とすることができます。なお、選考の結果助成されない場合がありますので予めご了承ください。
- ※ 第3回受付期間以降の応募については、助成決定後に開始する活動を対象とします。
- ※ 年度内に2回まで応募可能ですが、2回目の応募は1回目の精算報告を終了していることが条件となります。

5 選考・助成

(1) 選考にあたって重視する点

- ① 事業目的、計画、予算の内容が明確になっており、事業の成果が期待できるかどうか。
- ② 団体運営・活動スタッフの体制において、事業実施が十分可能であること。

- ③ 1日限り・1回限り等の限定的な事業の場合、岩手県内の避難先や移転先等で被災者の孤立・孤独防止を目的に実施されるもので、新たなコミュニティの形成に繋がる事業であるかどうか。

(2) 要件

- ① 団体の代表と会計の担当が決まっており、活動を実施・報告できる体制であること。
② 申請書類に不備がないこと。

(3) 助成決定及び助成金の交付

岩手県共同募金会において助成決定の判断を行い、各応募団体に通知します。

助成決定後、応募書に記載された振込口座に助成金の全額を送金します。

なお、助成決定内容については、中央共同募金会の審査委員会が承認し、必要に応じ調査を行うことがあります。

6 助成事業の広報

助成決定後、共同募金会の助成による事業であることを、実施事業に関する広報紙・チラシ・印刷物等に記載、周知し、団体広報誌、ホームページ等を活用し積極的に広報してください。

新聞等の取材を受ける場合は、共同募金会の助成による事業であることをお伝えください。

7 精算報告

助成決定を受けた団体は、活動終了後1か月以内に精算報告書（様式第2号）に次の書類等を添付し、応募書を提出した市町村共同募金委員会に提出してください。

なお、助成金に残金が生じた場合及び助成対象とならない経費は、岩手県共同募金会に返金していただきます。

【精算報告書に添付する書類】

下記の①から③を必ず添付してください。なお、書類に不備がある場合や未提出の場合は、事業の実施、経費支出の確認ができないことから、助成金の返還を求める場合があります。

① 支出内容を記載したレシート及び領収書の写し

領収書の宛名は団体名と一致するようにしてください。（個人名義の領収書不可）なお、高速料金をETCで支払った場合など、どうしても団体名での領収書がとれないものについてのみ例外を認めます。

② 活動状況を写した写真

本会ホームページに助成事業の横断幕を掲載しておりますので、参加者皆で撮影されるようご配慮ください。

③ 助成事業であることを記載した実施事業に関する広報紙、参加案内チラシ、印刷物等

8 助成状況のお知らせ

本会のホームページに助成団体の一覧等を掲載します。なお、応募書等の各種様式も掲載しますのでダウンロードしてご利用いただけます。

<http://www.akaihane-iwate.or.jp/>

9 問い合わせ先

(1) 社会福祉法人岩手県共同募金会

TEL : 019-637-8889 FAX : 019-637-9712

〒020-0831 岩手県盛岡市三本柳 8-1-3 ふれあいランド岩手内

(2) 最寄りの市町村共同募金委員会

（市町村社会福祉協議会の中に事務所があります。）